

岐阜県歯科医師会「診療所歯科健診」について

- 実施期間 通年
- 対 象 被保険者、被扶養者（1回/年度）
- 健診料金 無料
- 健診項目

※年齢は、受診年度の満年齢

健診項目		内容
口腔診査		歯及び歯列、咬合、歯周組織、口腔軟組織の審査
口腔衛生指導		むし歯、歯周病疾患の予防法、ブラッシング指導、食事・生活指導
オプション （歯科医師が 必要と認めた 場合のみ）	歯冠クリーニング	対象部位：前歯部 対象年齢：原則、16歳以上※
	フッ素塗布	対象部位：全顎 対象年齢：原則、15歳以下※
	歯ブラシ	—

●歯科健診の受診方法

- ①歯科健診は、岐阜県歯科医師会の会員診療所で受診してください。受診される際は、必ず事前に「デンソー健保の歯科健診」と予約をして受診してください。
指定の診療所については、東海4県の歯科医師会サイト（<https://aichi8020.net/checkup-tokai/>）でご確認ください。
- ②受診当日は、マイナ保険証または資格確認書と歯科健診票と受診券をご持参ください。
歯科健診票と受診券は、事前に、下記保管場所から入手してください。
- ③健診終了後、健診結果として歯科健診票をお渡しします。
- ④治療が必要な場合は、健診当日に治療可能です。ただし、保険診療の自己負担が発生します。治療前に、歯科医師から説明を受けてください。

〈歯科健診票保管場所〉 （株）デンソーワイズテック 人事総務部
（株）デンソーテン中津川製作所 企画総務室人事総務課
デンソー健康保険組合（下記問い合わせ先へご連絡ください）

☆初めて歯科健診を受診する際は、本用紙をご持参いただくことを、お勧めいたします。

【問い合わせ先】デンソー健康保険組合：外線 TEL0566-25-9623

Email: kenpo_jigyous@jp.denso.com

■岐阜県歯科医師会会員の健診歯科医療機関 各位

- 『請求書』は岐阜県歯科医師会様よりお受け取りください。
- 歯ブラシはオプションですが、歯みがき指導時にご使用いただき、ご請求ください。
- 健診終了後、受診者に『歯科健診票4枚目』をお渡しください。
- 歯科健診票 1枚目・2枚目と請求書を、翌月10日までに支部担当者へご提出ください。
- 健診当日から治療に移行できます。治療する場合には、ご本人に治療すること、治療に伴う負担金が発生することを伝え、必ず了解を得てから治療開始してください。
- 健診当日から治療に移行した場合は、「初診料」の算定はできませんのでご注意ください。